

令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 地域の診療所は、かかりつけ医としての役割のほか、在宅医療、休日夜間における初期救急、産業医・学校医など多様な役割を担っているが、医師の高齢化や後継者不足等により今後減少していく懸念がある。そのため、診療所医師と開業意欲のある医師との円滑な承継を促進し、地域における持続可能な医療提供体制の確保を図るため、県は承継における初期費用を支援する「山形県医業承継診療所施設設備整備等支援事業」（以下「本事業」という。）を実施することとし、必要な事項を定める。

(事業実施区域)

第2条 本事業の実施区域は、令和7年度第1回山形県地域医療対策協議会及び令和7年度第1回山形県保険者協議会において設定された重点医師偏在対策支援区域に含まれない市町（山形市、天童市、山辺町及び中山町）とする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、既存の診療所を承継する開設者に対し、施設の改裝、医療機器の購入及びその他承継にかかる費用の一部を補助するものとする。

(補助事業の申請要件)

第4条 補助事業者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 一般社団法人山形県医師会（以下「県医師会」という。）が運営する「医業承継マッチングサイト」によりマッチングされ、令和8年3月31日までの間に第2条に規定する事業実施区域において診療所を継承済又は継承予定であること
- (2) 保険診療を主とする診療所であること
- (3) 主に一般の方を対象に診療を行う診療所であること（事業所や特別養護老人ホーム等に開設される診療所ではないこと）
- (4) 一親等以内の親族内承継に該当しないこと（ただし、承継側の医師が令和7年10月10日現在において山形県外に在住又は山形県外の医療機関において業務に従事している場合を除く）
- (5) 承継の形態について、個人事業主が医療法人を設立するものではないこと
- (6) 承継後は、少なくとも5年以上は診療を継続することが確実であること

(郡市地区医師会からの意見聴取)

第5条 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び別途制定される「令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等事業費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付申請の審査に併せ、承継地又は承継予定地を所管する郡市地区医師会に対し、県医師会を通して意見を聴取し、承継後の診療科について地域の医療ニーズと合致していること等を確認することとし、地域医療に寄与しないと認められる場合には前条の要件をすべて満たしている場合でも補助事業の対象とすることがない。

(その他必要となる事項)

第6条 その他事業の実施に関して、この要綱に記載のない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内における医業承継を促進するため、医師が既存の診療所を承継し第2条第1項に規定する事業を行う場合において、地域医療介護総合確保基金管理制度運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知別紙）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該開設者（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第2条に定める事業実施区域において承継する診療所の施設の改裝、医療機器の購入及びその他承継に必要と知事が認める事業とする。

- 2 補助事業者は、実施要綱第4条に定める要件をすべて満たさなくてはならない。
- 3 実施要綱第5条に定める郡市地区医師会の意見聴取の結果、地域医療に寄与しないと認められる場合には、補助事業の対象とすることはできない。
- 4 この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の左欄に定める基準額と右欄に定める対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

1 基準額	2 対象経費
16,500千円	承継する診療所に必要な施設改裝費、医療機器購入費及びその他承継に必要と知事が認める経費（診療所の経常的な運営費は除く）

- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和8年2月27日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 経費明細書（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業に要する経費の10分の2を超える増減
- (2) 施設の改装内容の変更（単に仕様又は性能の変更である場合は除く）又は購入する医療機器の変更
- (3) 補助金の額の増を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第4条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 承継日から5年を経過する前に承継した診療所が閉院された場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させことがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付に目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部に相当する額を県に納付させことがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日の

いずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和8年4月6日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額精算書（別記様式第1号）
- (2) 事業実績書（別記様式第2号）
- (3) 経費明細書（別記様式第3号）
- (4) 山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の規程により診療所の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出する承継が確認できる書類（診療所開設許可申請書、診療所開設届又は診療所開設許可事項（開設許可後の開設届出事項）中一部変更届）の写し
- (5) 施設の改装及び医療機器の購入に係る契約書及び検品調書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

規則別記様式第1号

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等事業費補助金交付申請書

令和7年度において、山形県医業承継診療所施設設備整備等事業について、標記補助金円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

(添付書類)

- 1 補助金所要額調書（別記様式第1号）
- 2 事業計画書（別記様式第2号）
- 3 経費明細書（別記様式第3号）
- 4 その他参考となる資料

規則別記様式第2号

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等事業実績報告書

令和 年 月 日付け医政第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

(添付書類)

- 1 補助金所要額精算書（別記様式第1号）
- 2 事業実績書（別記様式第2号）
- 3 経費明細書（別記様式第3号）
- 4 山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の規程により診療所の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出する承継が確認できる書類（診療所開設許可申請書、診療所開設届又は診療所開設許可事項（開設許可後の開設届出事項）中一部変更届）の写し
- 5 施設の改装及び医療機器の購入に係る契約書及び検品調書の写し
- 6 その他参考となる資料

別記様式第1号

補助金所要（精算）額調書

総事業費 (A) 円	寄附金その他の収入額 (B) 円	差引事業費 ((A)-(B)) 円	対象経費の 支出予定（済）額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (D)又は(E)のいずれか低い額 (F) 円	補助率 (G) 1/3	県補助所要額 (C)又は(F)のいずれか低い額に (G)を乗じた額 (H) 円
		0	16,500,000		0		0

(注) D欄の金額は、経費明細書（別記様式第3号）の合計と一致すること。

(注) H欄の金額に千円未満の端数が生じた際は切り捨てるものとする。

別記様式第2号

事業計画（実績）書

1 事業の内容

診療所名			
承継後の開設者（管理者）			
承継前の開設者（管理者）		承継者との関係	
標榜診療科			
病床数	床		
承継日（予定日）			
所在地（予定地）			
事業内容（マルを記入）	①施設整備	②設備整備	③その他
① 施設整備の内容			
施行内容	• ○○○○ • ○○○○		
備考			
② 設備整備の内容			
品名（型番）	• ○○○○ • ○○○○		
設置場所			
備考			
③ その他の内容（不要設備の廃棄処分等）			
実施内容	• ○○○○ • ○○○○		
備考			

2 事業完了予定日

事業完了（予定）日	
-----------	--

3 担当者連絡先等

担当者 職・氏名	
メール	
電話	

経費明細書

(単位:円)

区分	金額	積算内訳
① 施設整備の内容	0	
○○費		
② 設備整備の内容	0	
③ その他の内容	0	
合計	0	

別記様式第4号

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等事業計画変更承認（及び
補助金変更交付）申請書

令和 年 月 日付け医政第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既 交 付 決 定 額 金	円 (A)
今 回 変 更 増 △ 減 額 金	円 (B)
変 更 交 付 申 請 額 金	円 (A) + (B)

（注）添付書類のうち、様式第1号、第2号及び第3号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第5号

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け医政第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

別記様式第6号

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

令和7年度山形県医業承継診療所施設設備整備等事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け医政第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由
- 2 遂行状況